「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1(相対値基準・小規模法人用) 記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額A」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性の	受取寄附金は、実際に入金したと
	ないものに限ります。)の合計を記載します。	きに収益として計上します。
	なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含ま	
	れません。	
	△欄の金額は、①欄の金額に等しくなります(△=①)。	
「休眠預金等交付金関係助成金	指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関	
B及び田」欄	係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。	
	Nのが外型で入げかって、シの目が、コ的工作でに乗じる / 。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額A」欄のうち、役員からの寄附金で、そ	左欄の(注)書き「特殊の関係」と
	の金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。	は、次に掲げる関係をいいます。
	(注) 小規模法人における役員からの寄附金の記載に当た	① 婚姻の届出をしていないが事実
	っては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三	上婚姻関係と同様の事情にある関
	親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者	係
	があるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該	② 使用人である関係及び使用人以
	役員の寄附金に含めて記載する必要はありません。	外の者で当該役員から受ける金銭
	なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役	その他の財産によって生計を維持
	員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額®」欄に	している関係
	記載します。	③ 上記①又は②に掲げる関係にあ
	また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、	る者の配偶者及び三親等以内の親
	「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1(次葉)」を利	族でこれらの者と生計を一にして
	用してください。	いる関係
「役職」欄	役員の役職(代表理事、常務理事等)を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定	特定公益增進法人(法人令77)、認定特定非営利活動法人	・ 原欄の①~③の各欄には、寄附者
非営利活動法人①」欄	からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載し	毎に①-②=③を計算し、それぞれ
	ます。	の合計を記載することとなります。
「E欄以外の者⑤」欄	上記配欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの	⑥欄の①~③の各欄には、寄附者
	寄附金の合計額を記載します。	毎に①一②=③を計算し、それぞれ
		の合計を記載することとなります。